

第15日目（3月20日）（火曜日）

議事日程

第 1 町政に対する一般質問

第15日目（3月20日）（火曜日）

1. 出席議員

1番	城 後	光	2番	横 山	聖 代
3番	三 石	孝	4番	北 村	清 美
5番	脇 坂	正 孝	6番	百 武	辰 美
7番	中 尾	尊 行	8番	石 峰	実
9番	尾 上	和 孝	10番	川 田	保 則
11番	太 田	一 彦	12番	堀 池	主 男
13番	藤 川	法 男	14番	今 井	泰 照

2. 欠席議員

な し

3. 議会事務局職員出席者

議会事務局長 中 村 和 彦 主 任 書 記 伊 東 晶 子

4. 説明のため出席した者

町 長	一 瀬 政 太	副 町 長	松 下 幸 人
総 務 課 長	村 川 浩 記	商工振興課長	澤 田 健 一
企画財政課長	前 川 芳 徳	税 務 課 長	朝 長 哲 也
住民福祉課長	山 口 博 道	健康推進課長	本 山 征一郎
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	朝 長 義 之	建 設 課 長	楠 本 和 弘
水 道 課 長	堀 池 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	諸 隈 三恵子
選 管 委 員 長	桑 村 利 規	教 育 長	中 嶋 健 蔵
教 育 次 長	福 田 博 治	給食センター所長	林 田 孝 行
総 務 課 長 総 務 班 係	松 添 博		

午前10時 開議

○議長（今井泰照君）

皆さん、御起立ください。おはようございます。

ただいまから平成30年第1回波佐見町議会定例会第15日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（今井泰照君）

昨日に引き続き、一般質問を続けます。

順次発言を許します。

5番 脇坂正孝議員。

○5番（脇坂正孝君）

皆様、おはようございます。

私は、この20年から30年くらい、つい近年でございますけども、この間で極端に変化した事象、社会現象と申しますか、こういったことにつきまして、少しでもよい方向に向かえればという願いを込めまして、通告に従い、3件ほど質問をいたします。

まず、第1点でございます。

公職選挙における投票率の向上対策についてでございます。

2月4日に実施されました長崎県知事選挙、この投票率は、県平均で36.03%、本町は38.71%と過去最低でありました。また、国政選挙の投票率も低下しております。選挙における投票は、民主主義の根幹であり、その低下は政治への関心の薄さをあらわしていると思います。

本町では、ことしの秋に町長選挙が、来年の春には県議会議員選挙が予定されております。投票率の向上に向け、その対策を質問いたします。

- （1）近年の低投票率の原因はどこにあると考えるのか。
- （2）今回の知事選挙の本町の投票率は、投票所別、年代別にどうなっているのか。
- （3）投票率向上のため、以下のような取り組みができないか。

まず第1点です。従前の有線放送に加え、ケーブルテレビによる啓発。

②期日前投票所の商業施設への増設。

③N I E、教育に新聞を使いましょうということですが、こういったことによります児童生徒への主権者教育の実施。

④いきいき大学などを通した高齢者などへの啓発。

2点目といたしまして、緊急通報システムの普及啓発についてでございます。

少子高齢化や核家族化が進み、それに伴いまして一人暮らしの高齢者も増えております。危惧するのは病気やけがなどの不測の事態であります。

町の諸施策中、緊急システムについて質問をいたします。

まず、(1) 概要です。

(2) 1カ所あたりの経費及び利用者の負担額。

(3) 町内の65歳以上の独居者の数及び緊急通報システムの設置者の数です。

(4) 通報の実績、過去1年間です。

(5) 普及へ向けての啓発。

以上でございます。

3点目といたしまして、施政方針についてですが、町議会定例会町長説明書には、森林が果たす役割の重要性や施策の重要性、必要性が述べられております。一方では、木材価格の低迷や後継者不足、財源不足で、各種施策の取り組みに支障を来している状況とあります。そのためか、当初予算には、林業振興について目ぼしい事業はないように思います。こうした中で、以下について質問をいたします。

(1) 各種施策の取り組みとあるが、その内容について。

(2) 東彼林業研究会への支援。これは、「東彼林業会の活動が充実、発展するよう支援に努めます」とあるわけでございますので、それについての内容です。

そして(3)が、間伐や枝打ち等の講習会の開催や、本町産材を使って建てた家屋への助成を実施できないか、こういったことで質問をいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

5番 脇坂議員の御質問にお答えいたします。

公職選挙における投票率の向上対策について。

2月4日の長崎県知事選挙の投票率は、県平均で36.03%と過去最低であった。選挙にお

ける投票は、民主主義の根幹であり、その低下は政治への関心の薄さをあらわしていると思う。本町では、今秋に町長選挙が、来春には県議会議員選挙が予定されている。投票率の向上に向け、その対策を問う。

まず、近年の低投票率の原因はどこにあるかという御質問ですが、まず1点目は有権者の意識にあると考えられます。

近年の傾向として、年齢が高くなるほど、投票を国民の義務と捉えている方が多く、逆に年齢が低いほど、個人の自由だと考える割合が多いと思われます。投票しても政治が変わる実感が湧かない。結果が何に反映されているか実感が無い。政治に対する無力感、諦めモードなどを感じている若い有権者が多くなっているのではないのでしょうか。若い方たちが、政治や行政、議会の活動に対する興味、関心が薄いことや、選挙制度の役割や重要性が深く理解されていないことも要因としてあるのではないかと推測します。

また、今回の知事選挙では、投票前から結果が決まっているかのような風評もあったように思います。

二つ目は、気候や天候も要因としてあるようです。特に、今回は投票日が2月の寒い時期と、天候も雪と重なったことが挙げられます。この件は、直前の天気情報もあり、期日前投票を有効に活用していただくよう啓発も行ったところ です。

次に、今回の知事選挙の本町の投票率は、投票所別、年代別にどうなっているかという御質問ですが、今回の県知事選挙の投票に関する結果は、投票所別では、第1投票所が49.5%、第2が42.5%、第3が36.9%、第4が37.3%、第5が36.1%、第6が40.9%となっています。

傾向としては、町の中心部よりも周辺部が高く、特に中尾、鬼木、三股、永尾を含む第1と第2投票区が高い傾向にあります。

年代別では、10代が33.6%、20代が17.1%、30代が22.2%、40代が34.8%、50代が43.6%、60代が50.7%、70代以上が45.9%であり、年齢階層が高くなるにつれて投票率も高くなっている傾向にあります。10代と20代は、住民票をそのままの状態 で大学または就職し、遠隔地から投票用紙を請求する不在者投票制度がうまく活用できていない点が考えられます。

次に、(3)投票率の向上のため、以下のような取り組みができないかと。

従前の有線放送に加え、ケーブルテレビによる啓発。

2、期日前投票所の商業施設への増設。

御提言をいただきましたケーブルテレビでの啓発は、これまで実施した経過はありません

が、相応の効果はあると思われますので、今後の選挙では、事業者と協議し、活用を図りたいと思います。

また、他団体の状況では、期日前投票所を大学の構内や大型商業施設に設けて投票事務を行っているところもありますが、本町のような小規模の団体では、設置場所や対象者数、事務従事者、立会人の確保等、費用対効果、また、台帳照合のシステム対応ができていない状況から、実施は難しい状況です。

若年層の有権者には、啓発用の冊子の配布や選挙サポーターを募集し、経験をしてもらうなど、選挙を身近に感じていただけるような対策や広報、ポスター、チラシ等によるPR活動を積極的に実施していく以外にないと考えています。

行政の内容や議会活動につきましては、広報はさみ、議会広報、町のホームページ等でお知らせしており、ケーブルテレビでも一般質問の様子は放映されておりますが、何よりももっと行政や議会に興味、関心を持っていただけるよう努力をしていかなければならないと考えています。

「NIE、教育に新聞を」等による児童生徒への主権者教育の実施と、高齢者いきいき大学等を通じた高齢者等への啓発については、教育委員会から答弁があります。

次に、緊急通報システムの普及啓発について。

少子高齢化や核家族化が進み、それに伴って一人暮らしの高齢者も増えている。危惧するのは病気やけが等の不測の事態である。町の諸施策中、緊急通報システムについての御質問ですが、概要につきましては、基本的に町内在住の65歳以上の一人暮らしの高齢者、または高齢者夫婦のみの世帯を対象としまして、申請に基づき緊急通報装置を貸与しております。この緊急通報装置につきましては、宅内の電話回線を使用し、本体機器及びペンダントがセットになった固定型と、電話回線を使用しない携帯型の2種類があり、宅内の環境や申請者の意向等により選んでいただくことにしております。

いずれかの機器を設置した後で、例えば宅内において、けがをしたり、急な体調不良などで動けなくなったときなど、通報装置のボタンを押していただくだけで、本町と業務提携している長崎安全センターに通報され、直後に通報装置を通して呼びかけが入ることになっております。そして、通報の状況を聞き取りながら、事前に登録いただいている協力員1から3までの協力者のうち、まず協力員1の方へ連絡し、状況を説明した上で、御本人のもとへ駆けつけていただくよう要請します。もし、協力員1の方が連絡をとれなかった場合は、協

力員2の方へ、その方も連絡をとれなかったら、協力員3の方へと優先順位で連絡をとっていきますが、いずれにも連絡がつかなかった場合には、安全センターの職員が駆けつけて対応することになっております。

また、一刻を争うような場合には、救急車を呼んで病院へ搬送してもらうことも可能であり、24時間体制で対応しておりますので、在宅生活に不安を抱えておられる一人暮らしの高齢者の方々にとっては、これ以上ない心強い備えになり得るものと考えております。

次に、1カ所あたりの経費及び利用者の負担額はどうかという御質問ですが、まず、固定型の場合は、機器の購入費用及び設置工事代金として約5万6,000円、さらに業務委託料として3,456円が毎月必要となりますが、これら費用は全て本町が持ちますので、利用者の負担はありません。また、携帯型につきましても、設置工事等は不要であり、業務委託料のみ3,240円が毎月の経費として必要になりますが、これも本町が負担しますので、利用者の負担は不要となっております。

次に、町内の65歳以上の独居者の数及び緊急通報システムの設置者の数は幾らかという御質問ですが、まず、町内65歳以上の独居者の数であります。本年1月末現在で391名となっております。また、緊急通報システムの設置者数につきましては、固定型が12名、携帯型が13名の合計25名であります。

次に、通報の過去1年間の実績はどうなっているかという御質問ですが、今年度分につきましてはまだ実績表が上がってきておりませんので、平成28年度の実績でお答えさせていただきます。

平成28年度の通報実績は、総数が1,323件でありまして、このうち利用者のけがや体調不良による緊急通報は1件のみで、この通報は夕方ごろ、血圧が高くて震えもあると、このままだと夜が心配だとの訴えがあり、救急車の要請を希望されたので、緊急対応を行ったとのことであります。後日、病院に伺ったところ、脳に異常はなく、不安から来ている症状であり、心配ないとのことでありました。

その他の件数につきましては、利用者や御家族の方から通報や電話による連絡や相談のあった件数が435件、安全センターからの安否確認等の発信件数が689件、あとは試し押しやうっかり押し等の誤報であります。

次に、(5)普及へ向けての啓発活動はどうかという御質問ですが、先ほど申し上げました独居高齢者の全体数からしますと、緊急通報装置の設置者数が25名でありますので、利用

率は約6%程度しかありません。

これまで各地域において、支援を必要とする一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯とかかわりの深い民生委員、児童委員及び介護支援専門員のケアマネジャーの皆さんに対しましては、それぞれの会合の中で緊急通報装置の紹介を幾度となくしてきているところであります。

今後においては、さらに自治会長会での周知と広報紙やホームページ等へも掲載し、普及啓発に努めていきます。

次に、施政方針について。

森林が果たす役割の重要性や施策の必要性が述べられている。一方で、木材価格の低迷や後継者不足、財源不足で、各種施策の取り組みに支障を来している状況とある。当初予算の林業振興について問うということで、各種施策の取り組みとあるが、その内容について、東彼林業研究会への支援について、間伐や枝打ち等の講習会の開催や、本町産材を使って建てた家屋への助成を実施できないかとの御質問ですが、まず、1点目の各種施策の内容についての御質問ですが、御承知のとおり、我が国の森林整備をめぐる歴史については、戦後の荒廃した森林資源の回復と木材不足を解消するために、拡大造林政策を打ち出し、杉やヒノキなどの植栽が強力に推進されてきました。昭和40年代半ばまでは、木材価格も急騰し、木材需要に対応するために、伐採後の植栽は、森林所有者自らの手によって、補助事業などを活用し、実施されてきたところです。

このように、高度経済成長のもとで木材需要は拡大を続けてきましたが、輸入の自由化による木材価格の低迷や、山村地域の過疎化、高齢化等も相まって、林業生産活動も次第に衰退の一途をたどる状況となっています。

全国では、50年以上の伐採適期を迎えている森林は約500万ヘクタールと言われており、全人工林の50%を占めていますが、先ほど申しましたように、木材価格の低迷で、伐採や搬出等に係る費用が回収できないことから、林業経営者の意欲も低下しているのが現状です。

このような状況を打開するためには、利用間伐などに対する補助事業の充実や、路網の整備などは不可欠であり、今後、創設されるであろう森林環境税などの税源活用は有効な施策の一つになるものと考えます。

次に、東彼林業研究会への支援についての御質問ですが、当団体の活動経緯については御承知のことと思いますが、林間作物であるハラン栽培を通じて、林業の振興と地域活性化に御尽力いただいているところであります。

昨年２月には、長年のたゆまぬ努力が評価を受け、農林水産大臣賞に輝かれたことは、名実ともにハラン産地として実証されたものであり、大変意義深く、誇りに思うものでございます。

これまでの支援内容を申し上げますと、植栽圃場として町有林の提供、ハラン苗木の助成、圃場周辺の作業道整備への助成などが挙げられますが、今後においても継続的な活動が展開できるよう側面から支援してまいります。

次に、間伐等講習会の開催や町産材活用への支援についての御質問ですが、まず、講習会につきましては、森林ボランティア団体を対象にチェーンソーや草刈機などの技術者講習が県レベルで実施されているようですが、一般向けには実施されていないのが現状です。

森林組合においても、間伐から枝打ち、玉切り、集積などの一連の作業は高性能化した林業機械が使用されており、巨木化した森林においては個人的な作業は致命的な危険が伴うため、極力避けたほうがいいとのことであります。

また、町産材の活用に対する助成についての御提案ですが、現状においては、県産材のほとんどは佐賀県の伊万里木材市場へ集荷されており、県産材として各種建築物等に活用する場合は対応可能ということです。

よって、本町で生産された木材についても、そのようなルートに乗り集荷されておりますので、町産材のみを取り出して使用するというのは不可能であります。どうしても町産材を活用するのであれば、製材業者などに直接依頼すれば対応可能ではないかと思いますが、相当のコストがかかり、現実的ではないと考えますので、支援制度については現状では厳しいものがあります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

おはようございます。脇坂議員からの投票率向上のため、「N I E、教育に新聞を」等による児童生徒への主権者教育への実施、高齢者いきいき大学等を等を通した高齢者等の啓発についての質問にお答えをいたします。

N I Eについては、学校で新聞を教材として活用することで興味や関心を広げる活動であり、東彼杵郡内でも実施している学校もあります。議員お説の選挙における投票は、民主主義の根幹であり、人類が長い歴史の中で勝ち取った最も重要な権利の一つであります。このことは、学校教育の中でも重要な教育課程として、小中学校の社会科において主権教育とし

て授業を実施しているところであります。

お尋ねの、投票率の向上への取り組みについては、社会科の主権教育を基本としつつ、生徒会の選挙などを通じ、選挙を身近なものとして理解する活動や、他の市町で実施している事例を参考に、町長部局と協議の上、学校でできることを検討したいと思います。

また、高齢者いきいき大学等を通じた啓発についても賛同するところですので、同様に町長部局と内容を検討したいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

最初に質問いたしております、低投票率の原因、これにつきましては、全国的な流れとそう変わりはないというふうに思っておりますが、いわゆる昭和、戦後すぐ普通選挙法が施行されまして、そのときに選挙に携わった者、投票した者は、町長おっしゃるとおり、一つの権利として生まれておりますので、いまだかつてやっぱりそれがずっと生きてきて、高齢者は何がなんでも投票にいく、そういうふうな機運があるわけですが、問題は若年者、問題と言ったらいけませんけども、若い方がなかなかそちらのほうに行かないということで、これをどうするかということでございますけども、これはまたちょっと後ほど教育長のほうにも質問をしたいと思います。

それから、知事選の投票所別の得票数、これもやはり周辺部がよくて、中心部がよくないというふうな結果でございますけども、やっぱり波佐見町として30%台というのはなかなか、私はせめて50%あるかと思っと思ったんですけども、30%台というのはいかがなものかというふうに思っております。

そこでちょっとお尋ねでございますけども、私もある町に電話でお尋ねしたんですが、投票率の高かったある町でございますが、今回の知事選挙期間中、何か特別なことをしましたかということ聞いたんですけども、特別なことはしてないと。ただ、知事選挙期間は長かったわけですが、その期間中、町内の有線放送を毎日流したと。それが、期日前投票が物すごく高かったらしいんですけども、その原因だろうというふうなことで、これは一つの方策として、先ほどのケーブルテレビによる啓発、これは進める方向でやっていただくというふうなことでございますし、それから有線放送は経費もかかりませんし、それから朝晩すればかなりの効果があるかと思っておりますので、こちらのほうも進めていただきたいと思います、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

有線放送は効果があることは予想はできますけれども、今回の知事選挙に関しましては、選挙の期間が非常に長かったということがありまして、その期間、毎日することは可能ではあるんですけれども、これも毎日できるかどうかはちょっと微妙なところがあるかと思います。有線放送そのものは、行政に関する情報の伝達というか、そういったことでしておりますけれども、あまりし過ぎても、逆に有線放送そのもの、そこまで毎日せんばとか、そういうふうな意見が出てきかねないことも予想されます。現実的に有線放送の設備を持っておられるある世帯からも、早朝からの有線放送についてとか、土曜日曜はもうやっておりますけれども、そういったところで、あんまり頻繁にしても苦情が出る可能性も考えられますので、毎日はどうかと考えられますが、適当な範囲で有線放送も活用していくべきだとは思いますが。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

秋に予定されております町長選挙、これは選挙期間もそう長くはないかと思うので、まずここら辺から、選挙があればの話ですけども、まず試行的にやってみられる気はありますか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

微妙なところで、それが本当に適当かどうか、住民の皆さんにとってはどうなのかというところもあります。特に、今回、県知事選挙だったんですけれども、ほかの選挙の例を見てみますと、町議会議員の選挙、あるいは町長の選挙、住民に身近な選挙そのものは割と投票率が高うございます。過去の例でも60%、70%程度の投票率がありますので、身近な選挙に関してはそれほど心配ということではありませんけれども、住民の関心も高いことはある程度理解できると思いますので、毎日が適当かどうかちょっと判断をしながらやってみたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

期日前投票は、ことしの知事選みたいに天候の悪化とか、そういったことで予測されない

事態もありまして、せっかく投票に行こうと思っていた人たちも、この雪の中ではとか、この雨の中ではということになるかと思いますが、できるだけこういうふうな有線放送とか、それからケーブルテレビ、そしてほかの啓発を通じて、期日前投票を多くしていただく方向で進めていただければと思います。

次に、町長にお尋ねしますけども、中村知事は今回の知事選で投票率を随分気にされていたと報じられております。そこで、町長にお尋ねしたいんですけども、町長も町長選は何度か出ておられますし、最近は無投票当選ということとなっておりますけども、町長選で当選された中で、高投票率で当選された場合と低投票率で当選された場合、これは仮定の話でも結構でございますけども、その辺の感想はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

やはりそれは高い投票率で当選したほうが皆さんもいいんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

やはり投票率は高いほうが、民意の反映ということからしましても非常によろしいかと思っておりますので、今の町長の感想を胸にしまして、投票率がもっと上がるように、前回の町長選以上に上がるように、ことしの町長選はそういった方向で進めていただければと思います。

次に、児童生徒の主権者教育についてでございますけども、先ほど小学校、中学校、大体の実施状況はわかりましたんですが、投票が18歳からということになりまして、高校とは言わず、それ以前からの主権者教育が必要ということはもう認識されていると思います。

そこで、その一つとしまして、公職選挙と同じような方法で、小学校、中学校で選挙をする、いわゆる模擬選挙というのが何校か、各県内の学校でも活用されておりますけども、それを実施したらどうかというふうなことでございますが、これ、教育長もこの資料は御承知かと思っておりますけども、一つの例といたしまして、何校かやった中で、小学校で言えば西海東小学校、ここが実施されとります。去年の2月に。これは、選挙名は「私たちの声で実現しよう 西海東小総選挙」。そして「西海市の未来を考えよう」というサブテーマです。テーマとしまして、西海市の未来をよりより町にするために、自然を生かしたまちづくりの方法を6年生生徒がつくる模擬政党が政策を提案し、生徒が自ら考え、投票を行うというふうな

ことで、その実施としまして、これは小学校も中学校も一緒ですが、演説会とか何とか、もちろんポスターもするわけです。そして、そのポイントとしまして、生徒の家庭へ事前に投票所入場券を送る、学校で渡すんじゃなくて、選挙みたいに直接入場券を送ると。それから、選挙ポスターの掲示、生徒代表者による政策の演説、投票用紙に模擬政党名を記入、投票用紙は通常の選挙と同じB Pコート用紙ですか、これを使う。それから、投開票時には本物の選挙用機材を使うというふうなことです。

それから、もう一つの長崎県の中学校で実施されたのが、これはテーマとしまして「18歳から有権者となることを考え、政治とは何か、国民主権とは何かを考えさせる」と。模擬選挙を体験させることにより、1票の意味や公正に私たちの代表者を選ぶ選挙の大切さを理解させる、こういうふうなポイントでございます。

そして、この結果としまして、今の西海市の小学校では、関心が強くなった、関心を持つようになったというのが、選挙前と選挙後を見ますと、模擬選挙前が合わせて、関心が強くなった、持つようになったというのが47%だったのが、93%に上がっております。それから、もう一つ、長崎市の、これは中学校ですけども、こちらが、前と後、65%だったのが100%、そういった大きな効果があつてるわけですね。

それで、この模擬選挙については、いろいろ学校も総合学習の時間とか何とかやりながらされると思いますけども、非常に時間も食うかもしれませんが、今後の生徒の主権者教育を育てるためにはぜひ必要かと思ひますし、県の選管でも、ぜひ協力しますというふうなことでございますので、こういった方向で少しずつでもできないかと思うわけですが、教育長の見解はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

学校教育におきましては、学習指導要領という基準がありますので、その基準にのっとって教科指導を行っております。先ほど話をしましたように、小学校の6年生の社会の授業と、それから中学校のほうでもこの選挙に関する内容については指導を行っております。あと、その指導のそれぞれの時間の持ち方については、担任の先生の考えの中で指導要領に基づいたやり方っていうのがありますので、今後、今お話がいただいたような形でできるようなものであれば、話をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

中学校あたりは、生徒会長とか役員の選挙等もあつてゐるかと思いますので、これは一つの政党とか、もう少し一つの市とかを考えたあれですけども、生徒会選挙あたりをこの模擬選挙に絡めてやれるということも一つの方法じゃなかろうかと思いますけども、その辺はいかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

直接的にも波佐見中学校の校長先生ともその話についてやってみました。そしたら、校長先生としては前向きに考えていきたいと、いいことですねというふうな話をされておりましたので、今後、そういったことについては話を進めていながら考えていきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5 番（脇坂正孝君）

ぜひ進めていただければと思います。

もう一つ、新聞を教育に活用するという、いわゆるN I E教育が本県でも1997年から実践指定校が開始されて、20年以上続いておりますが、郡内の小中学校、それから教育委員会等でも取り組まれておりますし、この結果を、複数じゃないんですけども、ちょっと尋ねてみましたら、やはり生徒の読解力とか、それから思考力、表現力といったものの向上とか、それから主権者としての認識、こういったものが非常に上がったと、効果は大きいというふうなことを聞いております。

さらに、県教育委員会、それから東彼杵町と教育委員会、そして、つい最近では南島原市、こちらでも長崎新聞社と包括協定を締結されて、町内の小中学校でもN I E教育を実施するというふうなことで進めておられるようですけども、もう一つ、この新聞の教育という意味合いがもう一つありまして、私、町内の新聞の購読家庭がどのぐらいかということで、直接調査したわけではございませんけども、ちょっと聞き取りですが、新聞を購読されていない家庭が50%を超えるんですよ。半分以上の家庭は新聞購読をされてないというふうなことでございますので、児童生徒が新聞等を身近に接しまして、読む機会を提供するという意味合いからも、これを進めていただければと思っております。見解をお願いします。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

先ほど言いましたように、授業の中に直接新聞を取り入れるというところまでは、今現在はまだいっておりませんが、新聞の内容については、本当にわかりやすく、見やすく、子供たちにも理解できるような内容というものがありますので、そういった内容を、今後、授業の中でも取り扱っていけるかというふうなことについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

一応、選挙のことはこちらでひとまず置きまして、緊急通報システムでございますけども、先ほど町長から御説明がありましたとおり、二つの型から選べると。そして、手元に持ったきさえすれば、安全センターと、もしもの時は通報が可能というふうなことでございますし、経費も町の負担ということでございますので、非常に高齢者の家庭とか、それから病気を持っておられる家庭、こういったところでは必要じゃないかと思っております。これを持つとかれたために、場合によっては、すぐ病院に運ばれるとか、それから近親者が駆けつけられるとか、そういった成果が大きいかと思しますので、こちらの方法も町民の皆様、該当されるような方はぜひお願いしたいと思いますし、それから、御親類とかそういった方々からも勧めていただければと思うわけでございます。なかなか、私たちも近くにおられましても、緊急通報システムがありますよと、これば使わんですかとなかなか言いにくいところもありますので、そういった該当されるような方はもちろん、近親者あたりで勧めていただければというふうに思うわけでございます。

ただ、391人対象者がおられると。そのほかに、老老介護とかされてる方を入れればもっと増えるわけですね。その中で20数台、これだけしか普及していないということでございますから、この辺の原因がなかなか、啓発されたにもかかわらず、そこまで至らないということですけども、再度、この啓発の方法につきまして、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この緊急通報システムにつきましては、これまで、以前、広報でもお知らせはしておりますけども、主には民生委員、児童委員の協議会の中でとか、あるいは会合、支援専門員さん、ケアマネジャーさんの連絡協議会、あるいは老人クラブ連合会の折にも紹介はした経緯

がございす。なかなかやっぱり皆さん、一人暮らしの高齢者の方々への接触というものを、中にはちょっと少ないというところもありますので、こちらが思うほど周知が行ってないのかなというふうに思っております。

今後につきましても、ケアマネジャーさんとか老人クラブ連合会への周知が久しくできておりませんので、また、改めましてそれを検討したいと思いますし、また、自治会長会の折にも紹介をして周知をしていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

それから、もう1点、済みません、申請手続です。これはどんなもんですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この申請手続につきましては、役場の窓口にちょっと来ていただく必要がございす。これは、この設置につきましても申請主義ということで、利用者の方が直接申請をしていただくような形になりますけれども、役場の窓口に備えつけております自治体用会員登録明細という用紙に記入をしていただきまして、協力員の方も3名ぐらいまで記載をしていただいたものをこちらにいただくような形になります。それだけで申請が完了しますので、あとは安全センターとの調整の中で設置をしていくような形になります。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

今、答弁にありましたように、申請手続もそう煩雑ではなく、特に高齢者や病気をお持ちの方には、この制度は現段階ではベターですね。ベストですか。そういうふうな制度かと思っておりますので、ぜひ町民の皆さん方もこの制度を利用していただければと思っております。

次に、最後の林業振興についてでございますけれども、先ほど40年代以降の森林行政のあり方について町長から答弁をいただいたところですが、今回の森林法の改正で、現在は森林計画に基づいて林業行政は進めているというふうに聞いております。この計画で作成されている町内の件数、面積、これはどのぐらいかわかりますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

現在の森林経営計画についての状況の御質問でございますが、森林経営計画と申しますの

は、森林組合が町内の山林のいろんな状況を見ながら、間伐の適齢期であったりとか、そういう状況を見ながら森林経営計画を立ててまいります。おおむね5年から10年スパンでいろんな伐採計画等をやっていくわけですが、現在、計画がありますのが、全般的に約700ヘクタールの面積において、各そういう地域、林班ごとに設定をされておりますので、それをそういう計画期間に基づいて森林所有者と委託契約を結びながら、伐採、利用、間伐等やっていくというような状況でございます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

この森林計画によりますと、相当の面積のところが対象というふうに私は思っているんですけども、例えば山林面積が狭くて、それにこの森林経営計画の策定の対象とならないような端々の山とかちょっとぽつんとあるような狭い山、こういったところの山林の維持と申しますか、維持管理、そういったところがどうなるのかというところでございますけども、特に、恐らく、コマーシャルベースに乗らない山林は切り捨てられるというふうなことかと思いますが、ただ、山林というのは、いつも災害のたびに言われることでございますけども、そういうふうな機能を初め、水とか環境とか災害防止、こういった公益的機能とか多面的機能があるわけですね。それについて、全く何もしないと、所有者に任せるとなりますと、所有者もなかなか難しいというふうなことで、次の荒れ放題を待つのかどうかと思ってるんですが、このままでは荒れ放題になってしまうというふうなことを非常に心配しているわけです。

ここで、先ほど申しました、広い山は何とかなるかもしれませんが、小規模の山林、この辺を町サイドでも助成できるような、そういった行政というのは考えてはおりませんか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

先ほど申しました森林経営計画につきましては、いろんな森林組合が補助事業等を使って、採算がとれるような形で、利用、間伐等をおこなっていますが、その計画に乗らない地域の山林については、まだ放置状態といえますか、なかなか手つかずの状態になっておるわけですが、この整備につきましては、なかなか町長申しますように、それに伴う財源が不足をいたしておりまして、そういう状況に、本町に限らず、全国的なそういう動きがあるんじゃない

かろうかと思えますけども、先ほど申しましたように、国におきましてはいろんな森林環境税等の動きもございますので、そういった財源を活用しながら、先ほど申されました、手つかずの状況の山林についても何とか検討できないか、研究を進めてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

それから、先ほどちょっと自分の町産材を使って建てた場合の助成のことで申しましたけども、山林の伐採と植林造林が進まない一つの原因といいますか、これは経費がかかるということでございますが、自分の家をつくるに際しまして、外材とか他産地材の建築会社等が用意した材料を使わずに、自分の山林でございすけど、そういったことをすることによって、伐採、それから植林、造林、これが一つのいいサイクルになるんじゃないかと思ひまして、それで、例えば自分の山の材木を使った場合が150万、そして建築会社で用意した材料を使った場合が120万、差が30万あるわけですが、その辺の一部でも助成して、町産材を使うような方向ができないものか、こういったことで質問したわけでございますが、再度、これはいかがでございすか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

自らの山林から取れる材料を活用しての住宅の建設の助成ということでございますが、なかなか、町長申しましたように、かなりのコストがかかることが想定をされます。その辺を承知の上でされるのはもういたし方ないと思ひますけれども、その辺の情勢につきましては、今のところ、ちょっと考えてないというのが現状でございまして、今後、そういった自らの材を活用しての動きが出てくれば、そういったことも検討してまいりたいというふうに思ひます。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

先ほども申しましたように、個人の山と言えども、私どもにとりましては一つの公共的な財産であります。災害予防とか水源の涵養とかですね、そういったこともありますので、一つ、荒れ山にならないような方向を研究していただければと、そのように思ひます。

もう一つ、済みません。時間がありませんで申しわけございませんけど、東彼林業会の活動、これは県内はもとより全国にまでその名声を届けておられまして、先ほど町長からの答

弁にあったとおりでございます。

今後、同林研では、さらなる活動としまして、ナルコユリ、これはアマドコロという呼び方もあるようでございますが、それを植栽し、商品化するというふうな計画と、それからハランの洗浄機、ちょっと見にくいかもしれませんが、こういった、ここに入れて、ちょうど水道パイプをつないで、機械で洗浄する分でございます。これによって、省力化と、それから冬場の冷たいときの洗浄、これから幾らかでも解放されるというふうな期待を持たれて、自分たちで設計をして、試作は業者に頼んであるわけですが、そういうふうな努力をされております。

ただ、ナルコユリにしろ、済みません。ナルコユリというのは、ちょうど5月から6月ぐらいですか、夏にかけて収穫ができるということで、ちょうどハランの端境期に合うわけです。それで、その間をやれば1年中そういった作物が取れるということでございますので、非常にいい商品じゃなかろうかと思っております。しかもハランよりも単価も高いということです。しかし、何分、ナルコユリを植えるにも、それからハランの洗浄機を備えるにも、問題は経費でございまして、これが大体十四、五万近くかかるということですし、それからナルコユリも1球ですか、一つの苗が100円以上するというふうなことです。こういったことについて……。

○議長（今井泰照君）

脇坂議員、時間がありませんので、質問は早目にお願いします。

○5番（脇坂正孝君）

はい。ぜひ、こちらに、町長説明のとおり、御支援をお願いしたいと思いますが、いかがでございますか。

○議長（今井泰照君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

ただいまお話のありましたハラン洗浄機、あるいはナルコユリの導入につきましては、事前に伺っておりますので、これまでも森林振興につきまして、当団体におきましては、大分、御貢献をしていただいていた経緯もございますので、前向きに検討いたしたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 脇坂議員。

○5番（脇坂正孝君）

ぎりぎりになりまして、申しわけございません。これで私の質問を終わります。ありがと

うございました。

○議長（今井泰照君）

以上で、5番 脇坂正孝議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

午前11時 休憩

午前11時10分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、4番 北村清美議員。

○4番（北村清美君）

おはようございます。通告に従いまして質問いたします。

1、広報はさみについて。

（1）編集に携わる人員と編集方針はどうか。

2番目、県立である波佐見高等学校のコラムは掲載されているが、なぜ町立である波佐見中学校や各小学校は掲載されていないのでしょうか。

2番、教育行政について。

1、遠距離通学対策や登下校時の安全を図るため、スクールバス及びタクシーを運行しているが、その運行状況は。

2、下校時の安全対策のため、2学期からもタクシーを運行している2路線はどのような状況か。また、他の地区を含め、今後、増やす計画はないのでしょうか。

3、挨拶運動の徹底は、おおむね好評を得ているが、2学期から奨励されているワンストップあいさつを本町の主目標にできないか。

3、施政方針について。

快適で住みよいまちづくりのため、公共下水道区域外では個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、今後も浄化槽の普及を一層図るとのことである。しかし、住宅環境や立地条件によっては、個別処理の浄化槽を設置したくてもできない地域もあると思われるが、普及は図れるのか。

以上、壇上の質問を終わります。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

4番 北村議員の御質問にお答えいたします。

1、広報はさみについて。

その中で、まず編集に携わる人員と編集方針はという御質問ですが、広報はさみは、町から町民の皆様への情報伝達手段として、「親しみやすく、読みやすく」を基本に、お知らせしたい制度や事業、住民の皆さんへ注意喚起や啓発を伴う事柄、町で起こったイベントや出来事、国・県などの外部から掲載を依頼されたものなどを中心とした紙面構成になっております。

この編集体制として、各課から選出された情報発信委員10名がおり、その部署に関連する記事の収集や取材、執筆を行うとともに、町が直接かかわっていない行事等は、広報担当職員が直接取材を行っております。そのようにして集めた記事を広報担当職員がデザインやレイアウト、構成などの編集作業を行ってから、印刷、入稿前の紙面原稿を各課へ配布して、文字修正など最終校正を行っております。

また、情報発信委員会は、毎月中旬に発行した当月号の反省と翌月号の編集について会議を行っており、よりよい広報づくりに努めているところであります。

編集方針につきましては、町の広報媒体として、公共性、中立性を保ち、町民生活の利便性を向上させることを大原則に、冒頭申し上げましたように、「親しみやすく、読みやすい」紙面づくりに努めてまいりたいと思います。

広報はさみの学校関係と教育行政については、教育委員会より答弁があります。

次に、施政方針について。

快適で住みよいまちづくりのため、公共下水道区域外では個別処理の浄化槽設置補助事業を推進しており、今後も浄化槽の普及を一層図るとのことである。しかし、住宅環境や立地条件などによっては、個別処理の浄化槽を設置したくてもできない地域もあると思われるが、普及は図られるのかという御質問ですが、汚水処理施設の整備については、公共下水道事業と浄化槽設置整備事業により実施しているところですが、各汚水処理施設の整備をおおむね完了させるためには、それらの有する特性や経済性等を勘案し、地域の実情に応じた効率的な整備を行っていく必要があります。

公共下水道と合併浄化槽、どちらが経済的か、その特性や経済性を踏まえた上で、適切な

手法を選定し、建設費のほか、維持管理費等も含めたコスト比較により、下水道全体計画区域の見直しを行いました。しかし、公共下水道事業計画区域外において、住宅環境や立地条件により合併浄化槽の設置ができない場合が出てくることも考えられます。原則、浄化槽は同一敷地に1基の設置となっていますが、他市町の設置事例などを調査し、国・県の関係機関とも相談しながら、さまざまな方法について検討をいたします。

また、合併浄化槽の補助制度においては、下水道受益者との費用負担のバランスを考慮し、補助金の増額となる上乗せを平成26年度から計上しており、さらなる合併浄化槽の普及に努めてまいります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

北村議員からの広報はさみと教育行政についての質問にお答えをいたします。

最初に、広報はさみに町内の小中学校のコラムを掲載してはどうかとの質問であります、平成25年1月号から平成26年12月号まで計24回にわたって、各小中学校の輪番制により、学校だよりと称して各学校の紹介を行ったことがございます。執筆は校長が行い、各学校の近況や課題、その取り組みを紹介したところで、広く町民の皆様には学校の様子をお知らせできたのは一定の成果があったと思います。また、波佐見高校においても、地元の高校であり、身近な存在として学校の取り組みを知ってもらうことを主として始まったものと考えています。

一方で、各小学校及び中学校は、毎月学校だよりを作成し、保護者に配布をしているとともに、各小学校はその校区内に学校だよりを自治会回覧をしております。学校や子供たちの様子を詳しくお知らせできていると思います。

なお、この学校だよりについて、小学校が校区内の自治会回覧にとどまっていること、中学校が保護者のみであることを鑑みますと、議員お説のとおり、広報誌に掲載することは意義あることと思いますので、学校だよりの記事をもとに、学校側の可能な範囲で、不定期ではございますが、掲載する方向で検討したいと思います。

次に、スクールバス、タクシーの運用に関する質問でございますが、1点目の運行状況については、東小学校の永尾郷、三股郷において、永尾分校統合に伴う措置として登下校のタクシー運行を行っており、野々川郷と中尾郷については、安全確保の観点から下校のみタクシーの運行を行っています。中央小学校においては、鬼木郷と井石郷について、中央小学校

の移転改築の措置として、登下校のスクールバスを運行しています。南小学校においては、村木郷について、村木分校の統廃合の措置として、登下校のスクールバスの運行を行っており、皿山郷については、安全確保の観点から下校のみタクシーを運行しています。

運行自体は、円滑にできており、特に野々川郷、中尾郷、皿山郷のタクシー運行は、乗車人数を正確に把握する必要がありますが、地区PTAと教育委員会事務局の連絡対策が確立されており、問題なく運行できています。

2点目のタクシー運行の今後の計画についてですが、今回、2学期から運用を開始した2地区は、議員御承知のとおり、学校と登校班の集合場所の通学路において、民家がない区間があり、一本道で逃げ場がなく、地区外の車両の往来が多い上、一人で下校することが多く、不審者等の危険があるとの考えにより運行していますので、現時点では運行している二つの地区が該当するものと判断しています。

3点目の挨拶運動については、先般、関東在住の本町出身者が帰郷した際に、中学生の挨拶に感動した旨の手紙が中学校に届くなど、波佐見町の誇れる伝統で高い評価も受けているところです。また、月1回の挨拶運動の日については、各自治会並びに関係皆様が街頭に立ち、町民一丸となって展開しているもので、今後も続けていきたいと考えています。

一方で、お尋ねのワンストップあいさつですが、近年、挨拶をする子供としない子供が二極化する傾向があったことから、毎日、登校時に正門で一旦立ち止まり、挨拶を児童会、生徒会と一緒にやって行うことで、しっかりとした挨拶を身につけようと始まったところです。

議員お説の、このワンストップあいさつを本町の主目標にできないかとのことですが、教育委員会としても有意義な活動だと思いますので、行っている学校の取り組み状況を見ながら、町内の全ての学校に広げることで、挨拶運動の充実を図っていききたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

確認をしていきたいと思います。

広報はさみの部数と予算は幾らでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

広報はさみの発行部数は、毎月、予備を含めて4,900部を予定しております。

それから、年間の予算はおよそ200万円、これに国保会計から一部別途負担をしていただ

いておりますので、全体的には210万から220万程度の予算の範囲内で執行しとるという状況でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

部数が世帯数よりもかなりちょっと多いと思うんですが、これはどういうことでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

住民基本台帳といいますか、戸籍係のほうに登録されている世帯数は5,000世帯を恐らく超えているとは思いますが、ただし、自治会経由で配布をしておりますので、自治会に御加入いただいていない世帯には届いていないということと、若干の、何といいますか、有料購読者、波佐見町出身の方で外に出ておられる方にも送付をしておりますので、全体的には4,900部を印刷しまして、手元に数部保存をしておるということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

基本的に広報はさみは構成の基準としてはどういうふうに基準を持っておられますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

構成の基準といいますか、職員も広報研修等に参加をさせまして、基本的な紙面づくり等もでございます。あるいは、従来の新聞にとらわれず、現代の各市町村の広報づくりも参考にしながら、毎月、各関係する市町村からも送られてまいりますので、そういった紙面も参考にしながら、皆様が非常に読みやすい、親しみやすい紙面づくりということをモットーとして編集をしております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

もう一つちょっと確認をしたいんですけど、2月号は18ページですよ。3月号は20ページですよ。広報はさみの場合は、最大限何ページまでされるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

おおむね、大体、毎月20ページ程度を基準としておりますが、どうしても情報が時期的に

集まる時期と少ない時期がございますので、多い、少ない、増減はございますが、多いときには、過去の実績によりますと、26ページ程度まで増えた実績もございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

その場合、増えた場合に、予算をオーバーすることはないんでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

まず新年度に入ります前に、七、八社から見積りをとりまして、ページに係る経費の見積りをとっております。そういった中で、若干オーバーしそうな場合については、ページの調整も行いますけれども、どうしても割けない記事、タイムリーに出さなくてはいけない記事もございますので、予算の範囲内で紙面構成を考えながら、現状の予算の中に納めているところでございますが、どうしても年度末において不足するような場合については、予算の補正等により措置しなければならない状況もございますが、現在のところは、そういった状況は発生はしておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

2月号において、電話番号違いってということでトラブルがおきましたけども、その対応としては非常に迅速にさせていただいたんですが、でも大変な経費がかかりますよね。そういう手間とそういうものに関しての反省材料としてはあるんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

町長答弁にもございましたけども、各情報発信委員の編集の過程におきまして、構成を行い、さらに粗原稿ができた段階で各課の中で回覧しながら、ミスがないか行っているところでございますけども、どうしてもそういった中で、一番肝心かなめの電話番号の間違いというものが発生したのが先月号でございました。こういったものが発生しないように、できるだけ早目に記事を集めて、その原稿をつくるという、こういうことと、やはり再度のチェック体制ということで反省をしているところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

話題を変えますが、県立波佐見高校のコラムはずっと連載をされているんですが、先ほど教育長の答弁もありましたけれども、25年から3年間ですか、4年間ですか。小学校、中学校もやったということを聞きましたけれども、これは私は小学校だよりっていうのは回覧でしょう。基本的に。広報は個別ですよ、個数。だから、この違いは大きな違いがあると思うんですよ。中学校はそういう学校通信はやってないということであれば、やっぱり町立である中学校、小学校のたよりを載せるべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

私も東小学校と中央小学校に実際に勤めて、学校だよりを配布させてもらっていましたが、中央小学校の場合、回覧で数をする、保護者とそれから地域と回覧用で約1,000枚ほど印刷をしないといけません。ですから、これが個別になるともっと大きくなりますので、その印刷自体については、各学校でそれぞれの家庭に配る分の印刷というのはかなり難しいかなというふうに思っております。

お説のとおり、町の広報紙に今後また学校のお知らせを載せるということについては、町内の校長会と話をし、前向きに、載せられるように考えていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

今、教育長からそういう御答弁いただいたんですが、担当の企画財政課の課長はどういうふうに思われますか。

○議長（今井泰照君） 企画財政課長。

○企画財政課長（前川芳徳君）

限られた紙面構成でもございますので、できるだけそういった教育現場の情報を町民の皆様にお届けするというのも紙面の中には反映していければなというふうに思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

波佐見高校にしても、小中学校にしても、コラムは別にして、ニュースはあるとです。ニュースはニュースとして別のところで掲載させていただいたほうがいいと思うんですが、そういう意味で、ぜひ26ページあるとすれば、ぜひ1ページか2ページとっていただいて、毎

号載せていただければと思いますけれども、その点は何かお約束か何かできないでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

議員さんも見たことがあられると思いますが、学校だよりには結構な情報量が載っております。一方で、町の広報紙となると、1ページ、2ページということになると、重複する部分がありますし、ある程度、記事を、ほかの紙面の関係もあると思いますので、コンパクトに載せる必要があると思います。

したがいまして、不定期であります、学校方針とか大きなお知らせ等があったときは、学校だよりから抜粋をして載せる方向で検討したいというふうに考えております。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういう議員さんの意見もありますけれども、全体的にどうなのかというようなことですね。やっぱり対象になるところは非常に関心を持っていらっしゃいますし、だから、ある面では、高校は今までのやっぱり存在感というか、そういうことで非常に町民にも大変お世話になってるところもあるというふうなことで、やはりそういうことで。だから、今すぐどうこうじゃなくして、学校側とそれから校長先生とか、そしてこちらのほうと十分協議をして、今すぐいい返事はできませんけれども、そういう問題提起をいただいたということで検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

次の質問に移りたいと思います。

先ほどスクールバスとかタクシーとかいうふうな御返答をいただきまして、あんまり質問することはないんですけども、スクールバスは固定の児童生徒が決まっておると思うんですけど、タクシーの運行に関しましては、非常に複雑な、手間がいる仕事だと思います。そのために、例えば1人でも運行する、4人でも運行する、5人でも運行するというような形かと思いますが、1人で運行した場合は、5人乗った場合と費用の面ではどう違うんでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

まず、下校のみ運用しているところについては、それぞれ1回あたりの費用が決められておりまして、それは1人乗ろうが、5人で乗ろうが、タクシーが2台になろうかというのは変わりません。1回あたりの値段は、トータルを見て値段を決定されています。

あと、バスについては、これも月で600円ということを決められていますので、少なくとも多くなっても負担金は変わらないということでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

今、スクールバスの場合は600円というような御返答をいただきましたけれども、実際、タクシーの運行の場合は、個人、児童生徒の負担金は幾らでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

当初予算の説明のときに金額はお知らせしたところでございますが、最新の金額をそれぞれ確認をいたしました。

まず、野々川地区が1回当たり60円。そして中尾地区が1回当たり50円。そして皿山地区が1回当たり40円という金額でございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

稼働率っていうのは、実際、各小学校によって大分違うかと思うんですが、一番多い地区はどの地区でしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

せっかくでございますので、それぞれの地区の乗車人数をお知らせしたいと思います。

野々川地区が15名。そして中尾地区が12名。皿山地区が9名でございますので、下校のみでございますが、一番多いところは野々川地区の15名です。ただし、低学年と高学年で分けて下校いたしますので、その割合からいうと、やはり野々川地区が一番多いということになります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

ほとんど毎日運行しているんですか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

おっしゃるとおり、ほぼ毎日運行しております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

非常にこのタクシー運行、スクールバスに関しては、非常に効果が上がってるというふうに解釈をしてますけども、その点は教育委員会の方はどういうふうに思われてますか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

少子化に伴って生徒数の減少があります。そのために、帰るときに一人で帰らなければいけないというような子供たちもだんだん増えてきておりますので、そういった不審者対策とか安全面においては大変効果があるというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

次に移りたいと思います。

本町は、挨拶に関しましては、非常に日本一を目指すと、各小学校、中学校、目標にされておりますけども、実際、評価ですね。挨拶の評価、児童の評価、それから保護者の評価、教師の評価、これは大体平均してどのようなものでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育次長。

○教育次長（福田博治君）

挨拶の児童生徒ですが、総じて高い評価を受けてると思います。特に、町外の方が町内を散策等をしたときに、児童生徒が元気よく挨拶をしているということでお褒めをいただきます。一方で、児童、また、保護者、地域の方々の評価というのは若干でございますが、やはり分かれているような状況でございます。児童生徒は一生懸命やっているという認識でございますが、一方、学校の外ではしない子もいるという評価も受けてるようでございます。また、教師とすれば波佐見の子はよくそういった挨拶をしてくれるということでお声を聞きますが、課題とすれば、教育長が申したとおり、する子としない子の二極化がちょっと出てきているのかなということで考えております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

いや、ここに、児童、保護者、教師のアンケートがあるわけです。これは東小学校ですけど、それを御報告しておきます。児童は86.2%、保護者は75%、教師は58%ですね。これは、教師の評価はこんな低いのはどういうことでしょうかね。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

挨拶については、それぞれの学校、大変、課題というふうにとっております。私も校長時代に先生方と話をする中で、学校の中では本当によくするんだけど、いざ地域に出たときに挨拶ができてないというような地域の方の御意見もあります。そういったものを含めたときに、教師はやはり高い目標を持っておりますので、その目標達成に向けて指導をしているんですが、その指導までに至っていないというふうな教師の自らの反省がありますので、その反省に基づいた形での数字だというふうに思っております。

また、子供たちは学校の中で物すごくよく挨拶をします。いざ地域に出たときにその挨拶ができてないというふうなことなんですが、子供たちはやはり学校の中では挨拶ができていというふうに思っておりますので、その数字としては高い数字が出ているのではないかというふうに思っております。

また、保護者の御意見はやはり先生たちの基準とそれから子供たちの基準とちょうど中間あたりに入る形で評価をされているんじゃないかなというふうに思いますし、また、家庭によって、家庭の中で挨拶ができてい、できていないというふうな、それぞれの家庭の反省も含めた上での数字ではないかというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

波佐見、本町ではかなり挨拶についてということに関しては非常に重点目標で前からやっておられたから、非常に徹底されていると思うんです。非常に効果が上がって、本当に日本一になるんじゃないかと思っておるんですけど、その上にまた一つ波佐見の勲章を得たらいいんじゃないかとは私は思うんですね。去年の2学期から推奨されているワンストップあいさつということが2学期からやっておられますけども、これを徹底して教え込めばいいんじゃないかと思います。その見解はいかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

毎月、定例の町内の校長会を行う際に、その反省とそれから次に向けての課題というふうな話をしております。その中で、先ほど言いましたように、やはり挨拶というのは一つの課題でもありますので、ワンストップあいさつについては、東小学校、それから中央小学校、それから波佐見中学校、そして南小学校もワンストップあいさつをしていこうというふうな形で話をしております。ただ、南小学校の場合は、校門前に立った場合、校門前の歩道がものすごく狭いところになりますので、そこにずっと詰まってしまうと、車道まで並んでいけないというふうなこともありまして、校長先生の話では、とにかく6年生だけでもワンストップあいさつをさせていきたい。今後、校門前じゃなくて、ちょっと中に入った形でワンストップあいさつをしていきたいというふうなことで、3小学校、1中学校の校長先生方も考えていらっしゃると思いますので、町全体として、このワンストップあいさつについては進めていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

こないだの中学校の卒業式のときに、生徒がワンストップあいさつの発言したことをよく記憶に持っているわけですが、だから中学校でもそれを徹底してやられてるんじゃないかと思ってます。非常にいいことだなと思ってあれしてるわけですけど。

それと、ワンストップは何で私は勧めるかというと、これは例えば卒業してから就職試験、面接の試験とか、非常にワンストップあいさつをすると、非常に好印象を与えますよね。皆さんもおわかりと思います。女性は女性らしく、男は男らしくワンストップあいさつすると非常に効果があって、非常に評価が上がると思うんです。だから、徹底して教え込んでいたきたいと思います。その点をもう一度お聞きしたいんですけど。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

小学校、中学校の教育課程の中で、やはりパターン化した一つの形をつくったものの取り組みというのは大変効果が出てくるものがありますので、ワンストップあいさつという形についてはしっかりと指導しながら進めていければというふうに思っております。

あと、それを取り巻く大人の方の挨拶も含めて、子供と一緒に波佐見町あげての挨拶運動

というのをしっかりとやっていくような方向にもっていければなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○４番（北村清美君）

今の教育長の発言がありましたけど、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

そういうふうな形の中で教え込むというときも必要だし、そして、大人とすれば、自発的に自らがする。こうしなさい、ああしなさいじゃなくて、自然と人と会ったらワンストップあいさつとか、私はいつも気づいた人から挨拶をしなさいって、目上が、歳が上が下が関係なく、そして相手を見て挨拶をしなさい、それに笑顔で挨拶しなさい、これは職員にも徹底して言っておるところでございますので、これを強制して波佐見町ではこうやるってことじゃなくて、ある面では、それぞれの皆さんが、一人一人が自発的にやって、そして習慣化するということが一番大事じゃないかなというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○４番（北村清美君）

もう一つ、町長に聞きたいんですけど、ワンストップ推奨というのは考えていませんか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

きょうの質問で、はい、きた、ほいっていうわけにはいきませんので、十分こういう議論を、そして提案をある程度少し地ならしをして住民に周知をしながら、そういうふうな形の中からやっぱりせんと、言葉だけが浮き上がって実践につながらないというような形、町長が言うたからこうっていうことで、みんながっていうようなことはあんまり好ましくないなというふうに思っております。だから、それぞれの団体、学校を中心としてやっていって、みんなが自発的にそういう機運を高めていくっていうのが一番大事じゃないか。その先頭に議員さんがまずお願いをいたしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

○４番（北村清美君）

わかりました。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

じゃあ、次の質問に移りたいと思います。

ちょっと今度は厳しいことになるかと思いますが、覚悟しといてください。

本当に下水道の普及が非常にできまして、非常にいいことなんですけども、下水道の普及率というのは施政方針の中にも出ていますが、ちょっと改めて一つ確認をしたいんですが、何%だったのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

下水道の普及率ですけども七四、五%で、浄化槽が34%になつとると思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

施政方針のあれでは、下水道普及率は44.4%になってますが、どっちが本当でしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

済みません。下水道区域内での普及率を言ってしまいました。全体に比べたら44%、町内ですね。失礼しました。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

下水道地区のあるところはいいんですけど、浄化槽地区は何部落あるんですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

浄化槽地区については、下水道がされていない区域ということで、宿郷を除いて全地区が浄化槽区域になっております。宿郷を除いて全ての地区に下水道区域外があります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

それはよくわかるんですね。例えば、折敷瀬郷、湯無田郷等は浄化槽の設備をするところがあると思います。それはよくわかります。ただ、下水道となると、答弁にもありましたけども、逆にコストとか採算とかいろいろあって、2年前か、下水道を引くという地区を排除されました、排除っておかしいんですが。これをしないというようなことで決まりました

けれども、その後、そういう地区から何か苦情とか何か出なかったでしょうか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

私の知る限りでは、区域外の苦情とかは出ておりません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

それじゃあ、下水道の区域外のことで浄化槽に入っていきたいと思います。

答弁の中では、1,260基がされていると。全体的には34.4%の普及率であるということ、これは間違いないですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

今、北村議員の言われたとおり、間違いありません。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

実はデータとしていただいているわけですが、34%でしたかね。34%の平均の普及率と。これを下回っているところがあるわけですね。それは、課長、御存じですか。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

そうですね。平均が34%になっておりますけども、例えば中尾は15%、三股は23%と小樽が33%、そういう地区もあります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

今からちょっと本題に入っていきますが、特に20%を切っている中尾地区、これはどうして普及しないのでしょうか。その原因は何でしょうかね。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

中尾の普及ができていないというのは、まず、こないだまで下水道の区域に入っていたというのもあると思います。将来、中尾に来るかなということで、先を見て、まだ浄化槽を設置してないと。それと、敷地の問題もあると思います。設置したいけれども、狭いのででき

ないと。そういう地域というか、条件で設置したくてもできないという箇所も、中尾以外の地区にもあると思います。特に中尾については、下水道区域にあったということと敷地がないということ、そういう理由があると思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

十分に把握されてるかと思います。これは何で敷地がないというのが大きな原因なんですけども、その上に、実は中尾は三重苦に苦しんでるんですよ。実は、一つは新築ができないと、できる土地があまりないと。そして、浄化槽のリフォームをする場合にその土地がない、まずない。資金が足りない、今の補助金では足りない。結局、倍かかるわけですね。リフォームするにしても建物を崩すわけにいかない、増築するわけいきませんから、減らして掘らなきゃいかん。そういった場合に多額な資金を要するわけですよ。そしておまけに、きょうの新聞にも載ってましたけど、土砂災害の指定地区にも中尾はほとんどが入っております。そしたら、リフォームする場合は、9月の議会でも質問したんですけども、非常に厳しい面があるわけです。同じ、例えば200万のリフォームでも、中尾の場合は500万かかると。ちょっと言葉の語弊がありますが、そのぐらいの予算がかかってくるわけですね。そういう点が非常に厳しいかと思います。そういう面では、対策として、本町としてはどういうふうに今後考えられていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

まず浄化槽の件について言えば、新築の場合の補助金と改築の場合の補助金が変わっております。改築になりますと、上乗せ補助ということで十二、三万ぐらいの上乗せ補助がありますので、特に新築じゃないところはその補助を使っていいただければと思います。

あと、リフォームとかの関係には、ほかの課の予算もありますので、そちらのほうより説明をいただければと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

でも、本町のリフォーム資金というのは、町の補助金、助成金ですね、これ、非常にわかりにくいんです。課にまたがって、例えば建設課とか、あとはいろいろ課によって分かれておりますから、非常に理解するのに苦労するわけですよ。そういうのを一つにまとめるって

というようなことはできないのでしょうか、今後。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

建設課のほうからですが、今現在、建設課のほうで取り扱っている事業としましては、リフォーム補助金ということで、50万円以上の事業費で10万円の限度ということで、屋根を防災瓦にしたり、エコキュートにしたり、浴室の手すり等の交換、そういったことでの事業がリフォームの補助金ということで予算にも計上しているところです。

もう一つについては、三世代の同居、近居の事業ということで、先日もお話ししましたが、実際の活用として2件の活用があったというふうなことでございまして、これについての総合的な取り扱い、また中尾に対しての取り扱いについては、ちょっと私のところで特に検討はしてないところでございます。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

基本的に、9月、12月で質問したように、人口減少社会がどんどん、皆さん御承知のとおり、進んでいくわけですが、特に出ているのが中山間地域なんですね。我々も別に手をこまねいているわけじゃないんです。本当に人口が減らないように、増やすためにどうすればいいかということを真剣にみんなと議論してるわけですが、まずひっかかるのは、そこにトイレがまずひっかかってくるわけです。今の若い人を誘致しようと思っても、誘致しようというか、住みたいという方が私の周りにも10人以上いらっしゃるわけですが、ここでひっかかるのはやっぱりトイレなんですね。若い人の世代っていうのはトイレが一番問題になるわけですよ。

実際、この間もこの議会で申しましたとおり、空き家が約二十四、五軒あるわけですが、それに対する借りたいとか貸したいという人はいないんですよ。売りたいという人もいない。買う人もいない。逆に、空き家が利用するには、どうしても水回り、トイレが大事なんですね。そういう意味では、やっぱり下水道は来ないというふうに決定されましたから、今後、浄化槽の徹底、普及を図らないかんわけです。それは当然の帰結になるわけですよ。そうしないと、人がとまるか、増えないか、そういう問題に、今のままですと、どんどん減っていく一方です。人口推計の推移の状態が出ましたように、やっぱり50%以下になるというような結論が出とりますから、少なくともそれを70%、80%ぐらいまでにとめたい

わけです。私どもとしましては。そのために、浄化槽の設置が必要なんですね。

だから、今の資金では、助成金では、非常に不足するんじゃないかと思うんです。それだけ、古い家をリフォームするっていうことは非常に大きな決断が要ります。私どもは一生ここに中尾地区に住むんだという決意のもとじゃないとできないと思うんですよね。いろんな意味で、そのためには浄化槽の設置が必要ですから、その点の対策はどのように今後考えていらっしゃると思いますかね。

○議長（今井泰照君） 水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

ただいまの北村議員の対策についての質問ですけども、県内にそういう狭地に対して浄化槽が設置できないというところ、そういう状況がないかどうかをちょっと調べてみたところ、県のほうの担当課に聞いたところ、東彼杵町に平成27年に1回あったと。県の浄化槽の容量については、原則1敷地に1浄化槽となっておりますけども、そういうできないところは考えるということで、東彼杵町ができています。それが、4世帯について1基浄化槽を設けたと。それが25人の浄化槽の設置をしたそうです。それは、遠いところで80メートルぐらいの距離があったということですけども、各敷地というか、世帯に行くところまでの浄化槽の設置費用と、そこまでに行くパイプ、下水管をつなぐところまで補助対象と。各自の敷地内の排水に対しては自分で払ってくださいということで行っているそうです。

こういう事例が今から出てくると思います。県においても、下水道区域と浄化槽区域を分けて、大体10年、これから先10年をめどに汚水処理が100%目指せるような構想をなさということで、波佐見町においても下水道区域と合併浄化槽区域に分けたんですけども、ほかの市町村についてもそういう計画をされております。

だから、今からそういう合併浄化槽の区域になられたところについて、そういう1軒では敷地が狭くてできないと、東彼杵町のようにそういう事例が出てくる可能性も大と思っております。そういう件について、担当者会議とか機会あるごとに聞いて、今からいきたいと思います。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

非常にありがたい話ですね。やっぱり周知をしなきゃいかんですね。また、してもらいたいですね。やっぱり今後、波佐見町が人口が減らないためにも、少しでも増えるためにも、

ぜひそういうことが必要じゃないかと思います。

皆さん御存じじゃないかもわかりませんが、鬼木、中尾、三股とか、川内とかに住みたいという人がかなりいらっしゃるんですよ。実際は。ひっかかるのはそこだけですから。そこを重点的に、今後、方策として、方針としてしていただきたいなと思います。

こういう考え方を持ってるわけですけど、町長の存念はいかがですかね。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

世界的にもやはりトイレが一番ということで、中国でもあれだけおくれとったのがそういうふうになって、日本でもそうだというふうに思っております。下水道区域とそれから区域外の非常にそういう面での格差、地形的な面で。そういうことでありますし、農家の方々のところは若干敷地が広いというようなこともあります。先ほど課長が言ったように、そういう事例、全部九州管内調べて、そして我々としてもそういう面を県とか国とかの補助率をもっと上げるというような形の中で頑張っていきたいというふうに思っております。特に中尾とか永尾あたりも、非常に1軒ではとても合併浄化槽できないやろうと。そしたら、ある面ではそういう区域を限定してでも、3基、4基でそういうふうな形で浄化槽ができるような、そういう流れとして進めていきたいというふうに思っております。頑張ります。

○議長（今井泰照君） 北村議員。

○4番（北村清美君）

これで終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、4番 北村清美議員の質問を終わります。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時6分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（今井泰照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、3番 三石孝議員。

○3番（三石 孝君）

皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、質問いたします。

1、道路行政について。

(1) 町道の整備について。

町道の巡回、点検はどう行っていますか。また、アスファルト舗装の損傷改修は進んでいますか。

(2) 通学路の整備について。

通学路の安全点検は行っていますか。また、立木、支障木ですけど、支障木のほうの伐採は進んでいますか。

2、環境行政について。

ニシケン工業の野積みの解消対策はどう進んでいますか。あわせて、その結果はどのようなになっていますか。

3、職員の官製談合事件の対応について。

(1) 事件発覚から現在までの経過及び対応はどうなっていますか。

(2) 原因と対策をどのように考えていらっしゃいますか。

(3) 行政をつかさどる者としての責任はどのようにお考えになっていますか。

以上、壇上からの質問とします。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

3番 三石議員の御質問にお答えいたします。

1、道路行政について。

(1) 町道の整備について。

町道の巡回、点検はどうなっているか、また、アスファルト舗装の損傷改修は進んでいるか。

(2) 通学路の整備について。

通学路の安全点検は行っているか、また、立木の伐採は進んでいるかという御質問ですが、町道の巡回、点検についてのお尋ねですが、担当課においては、巡回、点検について日程を定めて行っていないませんが、工事現場へ出向いた際、あるいは自治会や住民からの連絡により、現地確認を行っているところです。その際も、通常、通行しないような路線を通るなど、全

体的な点検を行っています。今後も、可能な限り、定期的な巡回、点検を実施していきたいと考えています。

アスファルト舗装の損傷箇所の改修につきましては、今年度は、改良工事として施工中も含め、14路線において舗装工事を実施しています。また、部分的な舗装補修工事については14カ所を実施しているところであり、次年度以降も巡回等により、補修の必要なところについては順次実施していきたいと考えています。

立木の伐採については、通行の支障になっていると思われる箇所で、町有地については環境美化作業員に依頼し、伐採を行っています。個人所有の私有地については、所有者に伐採の通知をし、伐採をお願いしているところです。

今年度は、町道沿いの町有地については9カ所を伐採し、私有地では5カ所において伐採が実施されています。私有地においては、伐採まで至っていない箇所もありますので、引き続きお願いするとともに、危険と判断されるような状況で個人が伐採できないような箇所においては、町で伐採をする必要があると考えています。

通学路の整備については、教育委員会より答弁があります。

次に、2、環境行政について。

ニシケン工業の野積みの解消対策はどう進んでいるか、その結果はどうかという御質問ですが、昨年12月の一般質問においてもこの件に関するお尋ねがあり、環境保全協定書における締結事項の履行については、成果が上がっていない旨、回答を差し上げたところでございますが、結論から申しますと、現在もその状況は全く変わっていないと言わざるを得ません。

この間の本町の対応でございますが、ことしの1月30日、ニシケン工業が導入しましたガラスくずやコンクリートくずを処理する粉砕機及び漁網等の廃棄物を裁断するカッターアタッチメントの騒音発生状況調査を兼ねて、再度訪問をしております。その際に、現在の野積みの状況を早期に改善してもらうよう、社長に対して改めて申し入れを行ったわけですが、これに対して会社としても協定事項の遵守違反があることは重々承知しているが、現在、他社が保有している最終処分場へ搬出しており、その持ち込み量に制限がかけられていること、また、この搬出経費のほかに、事業活動が続ける上で毎月多額の出費もかさみ、会社の経営が非常に厳しい状況であり、現在の環境を一変させるような状況が今すぐには困難であるといった説明があっております。

これにつきましても、どういう事情があるにせよ、協定事項を遵守するのが当事者に課せ

られた義務ではないかと思っているところであり、現在の野積みの状況がいつまでも続くことは、本町としても容認できるものではなく、いつになったら現状を打開できるのか、今後の展望について尋ねたところ、現在、町外においてずっと探し続けてきた最終処分場としての用地取得のめどが立ってきたと。地権者をはじめ、行政との手続も進んでいる状況であるので、この話がまとまり、最終処分場が完成すれば、すぐにでも野積みの山は解消できるとの説明を受けたところであります。

本町としましては、この話が実現の方向で進んでもらうことを強く望んではおりますが、まだ確定の段階ではなく、最終処分場の建設が現実のものとなったとしても、完成までには時間を要すると思われますので、その間少しでも改善されるよう、今後におきましても、引き続き、協定事項の遵守に向けて粛々と指導を続けてまいりたいと考えております。

3、職員の官製談合事件の対応について。

事件発覚から現在までの経過及び対応はどうなっているか、原因と対策をどのように考えるのか、（3）行政をつかさどる者としての責任はどう考えるかとの質問ですが、12月9日、今回の事件発生時は、なぜこのようなことが起こったのか、私としましては青天の霹靂というべき出来事でありまして、早速、関係職員を集めまして協議し、その後の対応を図りました。10日には関係部署の家宅捜索が行われ、文書等が押収されるとともに、その後は求められた職員の事情聴取にも対応させたところです。

何分、当該職員は、警察当局に身柄を拘束されたため、あとは警察当局の捜査と検察の対応がどうなされるのか、成り行きを見守る以外にない状況で、12月28日の起訴と2月15日の初公判を迎えました。公判の中で、ようやく事実関係が明らかになり、その事実を本人が認めたという経過を踏まえ、懲戒処分と審査会を経て本人と関係職員の懲戒処分を行いました。

職員への対応は、12月11日に全職員を対象とした朝礼を行い、判明している事実報告と綱紀の粛正と同時に、業務に関しては士気が下がらないように促したところです。

また、18日には、改めて管理職員を通じ、文書で通達を出し、管理監督の地位にある者は、自らの姿勢を正して部下の指導に当たり、職員の服務規律の確保と主旨の徹底を命じたところです。

さらに、2月28日の判決を受け、11時から緊急に管理職会議を開き、判決の結果を周知し、再度、綱紀の粛正を確認するとともに、3月1日の朝礼でも、職員に対し、直接、公務員としてのあるべき姿を訓示したところであります。

また、事件を受けて、再発防止策を検討するため、12月11日と22日には入札担当課と事業課の係長レベルで発生の要因と今後対応すべき事項等を協議しております。この協議事項を受け、12月25日には副町長を委員長とする管理職員で構成する官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会を立ち上げ、防止策の検討に着手しました。これまでに5回の委員会を開催し、職員倫理規定とあわせ、整合性のある対策を5月中の策定をめどに進めております。

原因と対策は、この検討委員会の中で明らかにしていかなければなりません、職員に対する啓発と徹底が十分だったとは言い切れない面もありますので、これらの点を反映させた対策にしなければならないと考えています。

今回の事件は、町のトップにある者として極めて重大な事案であると受けとめるとともに、その責任についても痛感しており、今後は、町民の皆さんの信頼を保てるよう、最善を尽くすことが第一として事に当たってまいります。監督責任として条例や他団体の首長の対応を参考にしながら減給の措置をとった次第であります。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

三石議員からの質問で、通学路の安全点検について御回答いたします。

通学路については、各地区のPTAが経路を定め、学校と協議した後、教育委員会が学校からの届け出に基づき承認しています。その安全点検については、学校において定期的に行われており、支障がある箇所や注意すべき箇所が発見された場合は、教育委員会に報告があります。また、各自治会やPTAからの連絡や要望に基づき、教育委員会独自で調査することもあります。

一方、通学路の大部分は、公共の道路である場合が多く、これら支障がある箇所や注意すべき箇所、要望箇所については、適宜、道路管理者や関係機関と情報共有を行い、改善を依頼しているところです。

本年度において道路管理者や関係機関との合同による定期点検を実施し、現地での検証を踏まえ、具体的な改善策を検討、依頼しているところです。

このことから、教育委員会として、学校、地域、PTA、道路管理者、関係機関と協力し、今後とも通学路の点検を行い、安全確保に努めてまいりたいと思います。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

まず最初に、町道整備について、また、通学路整備についてということで御回答いただきました。

特に、通学路については、支障木も含めて、点検、また、具体的な措置が行われていくお考えということで、まだ成り行きを見守っていきたいとは思いますが、前教育長のほうには一度お聞きしたことがございますが、少子化の時代でございますし、未来を担う子供たち、そういう人たちが来月は新1年生として通学路を使って集団登校をされるという状況でございます。そういう子供たちの安全も含めて、中嶋教育長はそういう子供さんに対して、どういうお気持ちをお持ちで教育行政をつかさどっていかれるおつもりですか。その件をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（今井泰照君） 教育長。

○教育長（中嶋健蔵君）

波佐見町の将来を担う子供たちです。大事な子供たちです。その命をしっかりと守っていく決意はどの学校も持っておりますし、教育委員会としてもしっかりと守っていかなければいけないと思います。その一番やはり心配するところは、通学路の安全対策だというふうに思っております。通学路においては、土砂崩れとか、それから洪水とか、それから木の伐採等においてもこれまで話し合いが出てきたかというふうに思います。また、不審者対策とか、そういったいろんな面において、学校のほう、そして教育委員会のほうは考えていかなければいけないと思いますので、そういった安全対策をしっかりと持って行きたいというふうに思いますし、そういった波佐見町の本当の大事な大事な子供たちですので、しっかりと教育委員会、そして学校のほう、見守っていきながら、思いやりのある、感謝の心を持つ、そして挨拶がしっかりできる子供たちに育てていきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

やはり波佐見町の未来を担っていく子供たちでございますので、まずは安全に学校まで、そして学校で勉学に励んでいただくというふうなことになるかと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。南小学校のPTA、また、南小学校の境校長さんのほうからも、通学路の支障木、伐採木については、教育委員会のほうにも御意見が挙げられたというふうにお聞きしておりますし、今般、ふるさと納税が従来の10倍近い寄附行為がある、その中でも子供の健全育成に役立ててくれという御意見もあつとすると、そういう方が割合的には一番

多いということも伺っております。その面も含めて、予算的な部分のカバーをしていただきまして、子供の安全、健全育成を図っていただければというふうに思います。

また、町道におきましても、町長の答弁にございましたとおり、定期点検を、巡回を定期的にはやってはいないということでしたが、今後、定期的な巡回を、点検をやっていく方向で進めていくという御回答でございますので、そこら辺も含めて、巡回の後に、点検の後に、町民のライフラインを整備していくという面では、今回も14路線の舗装と、また、9カ所の支障木の伐採、個人の所有者の方にもお願いをされとるということでございますので、一つしっかりお願いしたいと思います。

ただ一つだけ私が感じることでございますが、いかんせん、町道は使う車両の大きさによっても、また、県道と町道のアスファルトの厚さによっても、傷み方が違うというふうに伺っております。いかんせん、私も通るたびに、気づいた時には、緊急用のアスファルトを建設課のほうに埋め込んでくださいということをしょっちゅう言っておりますが、電話もすると、そういうときにはそういう対応をすぐしていただくんですが、町とか行政が開催されますイベントの際にさっとやられるケースがあります。例えば、これなんかは、西武線ですかね、南小学校の前から大平鉄工所の前のあたりですね。これ、いつされたか、ずっと言ってるんですけど、ことしの波佐見一周駅伝大会前にさっとやってます。お見事です。

また、これなぞはちょっとお分かりになるか。村木のほうにリプロという産業廃棄物の処理をされる場所があります。そこに通じる道です。これは何をしてるかと言うたら、その商工振興課のほうの企画でしたか、観光協会の企画だったか、大型のバスが来るんです。天井にあたるわけですが、この立木のやっとなるやつがですね。だから、緊急に伐採された。これもそう。ここは、再三再四、伐採してくださいと、リプロに大型ダンプが行くんですけど、それでも天井をかすっていくと嫌われる。大分お願いしてもやってくれない。御自分たちのイベントの前にはさっと切る。これが本来の行政のあり方ですか。御検討いただきたい。

ここはどうでしょう。ここは、こうの病院の裏側です。毎年、波佐見町が自慢する陶器市のときに、赤の国鉄のバス、JRバス、それが行き来をする道路で傷んでいます。特に。ここは雨の後、写真を撮ってますんでよくわかるでしょう。これも産業厚生委員会でしたか、お話をしまして、この間入札が済んでいます。どうしますかって。陶器市の前に舗装されています。これ、ずっと今までこの状態やったんです。

私がなぜ定期的な巡回が必要かっていうのはこういうところなんです。常に目を見張って、町

内の皆さん方のライフラインである町道を中心に見て回れると、かなりのところがまだ問題があるところがあるわけです。そこをイベントの前にさささとやったらよかろうというところがいかんせん悲しいです。私たちも。

これも、今、通学路における支障木等についてのことですが、これもう1年も前です。撮ったやつが。これです。これは、済いませんね、中嶋教育長の裏のほうの通学路です。こういう状態です。子供たち。これは山角です。見てください。何遍でも見てもらっていいですよ。だから、こういうのが現実的にあることを御存じなんで、大人がそういう小さな子供たちの危険を回避してあげるための措置はぜひとも、先ほど言いましたが、ふるさと納税の利用に当たっても予算措置していただけないでしょうかというふうなことで思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（今井泰照君） 建設課長。

○建設課長（楠本和弘君）

今、議員が御指摘のとおりだと思っております。今後、可能な限り、巡回をしながら、予算が許す限り、適切な措置をとっていきたいと思っております。

30年度につきましては、どうしても個人ができない部分についての伐採の予算も多少ですが計上いたしておりますので、努力していきたいというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

それでは、次のほうに移らせていただきます。

ニシケンさんの野積みになってます木くず、瓦れき等に関する対応で、かなり担当のほうからニシケンさんのほうに出向いていただいて、交渉をされておるようでございます。押さえておきたいことがまずございますが、こないだからずっと私が申し上げております、ニシケンさんと波佐見町、環境保全協定書、これは基本的に今までの担当の議会の答弁をずっと読んでみました。どうも、勘違いをされているところはないでしょうかと感じました。波佐見町は協定書の当事者なんですよ、当事者。どうも地元と業者さんの間に立って、大変な思いをしてるっていうふうなところの部分が見え隠れするんですけど、そこら辺をまずきちんと認識されてますか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この環境保全協定につきましては、波佐見町とニシケンさんが当事者ということは認識しております。当然、この当事者間で協定項目を定めておりまして、周辺環境の保全のためにもそれぞれの立場でこの協定項目に違反がないようにきちんと誠意を持って遵守されるべきものというふうに感じております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

何遍も「誠意を持って」というお言葉を、前回も、前々回もお使いになっています。「誠意を持って」というのは、どなたに対して誠意を持って対応するということをおっしゃっているのでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これは私たち町にしてもしかりですけれども、これは町とニシケンさんで結んだ協定でありまして、それは地元の住民の皆さんの健康保持、あるいは周辺環境の保全のためという目的がありますので、町としても誠意を持ってこの協定事項を遵守させると、誠意を持って臨むということでもありますし、ニシケンさんについても、この協定項目に違反がないように、誠意を持って臨んでもらいたいという部分でございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そのとおりでございます。違反がないようにということですが、今、協定書の中に書かれていること自体に関しては履行がされてないという認識は、私は地元も含めてそういう認識であります。その中でも、よく読み込むと、すぐにでもできることが書いてあるとですよ。ちょっと確認してよろしいでしょうか。

まず、ここに書いてあるところの協定書の10条には、環境美化というところで、「屋外に廃棄物を持ち込んだ場合は、飛散しないように、また、散乱しないように覆い等を措置を行う」って書いてます。こういうすぐにでもできるようなことは、今あってないですよね。どうですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

たしかにこの部分につきましても、むやみに瓦くずの野積みをしないようにということ

言っておりましたけれども、野積みの山がこんなに大きく広がっていなければ覆いもかぶせられるんじゃないかと思えますけれども、ここに至ってはもうああいうふうに広がってしまってから、一応、この10条に書いてあるように、実際は覆いをしてもらう必要があるんですよということで言いましたけれども、ここに至ってはあれだけの面積に覆いをするのはちょっと難しいということでありました。ああいうふうに広がってしまわないうちに、こちらもちんちんと指導すべきでありましたけれども、非常に残念に思っています。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

広がってからどうにもなりませんと言ったら、これどうしますか。ここに書いてあることは。どうすればしてもらおうかというふうなところに考え方を持って行ったり、ニシケンさんと話をするほうを選ばないと。ああそうですね、少ないときはできますけど、ここまで大きくなったらできませんで、ああそうですねですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まずは、やはり議員おっしゃるとおり、とにかく少しずつでも現在の野積みの山を解消していただくように、引き続き指導していく必要があると思えますけれども、そこはどうして解消ができないんだということで会社にもお尋ねしております。そこは会社としてもやはり経営的に厳しい状況があるというような事情があるようで、その事情について詳しく教えてくださいということで経費等についても尋ねました。あの野積みの状況については、はたから見ると全然解消できてないように見えますけれども、実際は10トントラックで毎月15台ぐらい、平均15台ぐらいの搬出をしていると。その経費につきましては1台7万5,000円ぐらいの経費で、15台ですから、110万から120万の経費がかかっているということでございます。

それから、出されているのは瓦れきくずだけでなく、廃プラスチックであったりとか、木くず、石膏ボード等も出されている状況がありまして、これについても150万から160万ぐらいの経費がかかっていると。合わせますと、やっぱり月々250万から300万の経費がかかっている状況があって、非常に厳しいということでございます。そのほかにもリース代があったりとか、人件費、燃料代、あるいは銀行からの借入返済等々で、合わせますと1,000万以上の経費がかかって、今、そういう分で現在の状況が変えられないということで説明がっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そういう御説明をされたということですよ。そうすると、実際問題、この協定書の13条に、自主管理点検表というのがあっております。管理点検表っていうのは、基本的に搬入物がどれぐらいあって、搬出物がどれぐらいあったというふうなことも含めて、自主管理表がつくられていると思うんですよ。前は、ごらんになったことはないということでしたが、あれからもう1年たって、また3カ月たちました。ごらんになったことはあるんですよ。そういうことを確認しない限り、会社のほうが出しましたよとおっしゃっても、出したという証拠はちゃんと確認されて、今、数字をおっしゃってるんですよ。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

これにつきましては、正直言いまして、まだ直にこの目で見ておりません。この間、有田にあります事務所まで行きまして、経理の方に立ち会っていただきながら、経理簿と一緒に見ていただいて、処分料については額をはじいていただいたところでございまして、しかし、管理表についてはまだ見ておりません。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

時間がかかる、量が多いからとんでもないから、なかなかすぐにはいかないと。前回のときにも、町長が、ああわかった、すぐそがんしましょうっていうわけにはいきませんよとおっしゃいました。であるならば、できることを先にやってもらう方法で行かない限り、今、御訪問されてお話をされて、その繰り返しじゃないですか。そう思いませんか。

ですから、基本的にはニシケンさんも地場産業である波佐見焼の石膏型を含めて、生地屋さんを含めたところで、御利用なさってる方もたくさんいらっしゃいます。波佐見焼にも貢献されております。そういう意味からしたら、地場産業の一つの担い手でもあられるわけです。

先ほどの御説明ですと、百何万、搬出に持って行くときにお金がかかる、経理上もそうなのと。それであれば、本来、今まで、波佐見焼、波佐見焼ということで、早く言えば、陰と陽ではございませんけども、陽の当たるところは営業でイベントをしてお客様が売り上げてっていうふうなところでございますが、波佐見焼全体を考えると、その手前のことをや

ってくださる生地屋さん、型屋さんがいらっしゃって、波佐見焼っていうのは産業が成り立
つとるということも商工振興課長のほうが前回おっしゃっていました。

だから、全体として考えれば、最終処分場の部分に関しても、当然のことながら、費用負
担がものすごく上がるのであれば、その辺に対する補助も考えてみたらどうでしょうか。商
売をされて、売る方に関しては、たくさん補助金いってます。イベントをされてます。でも、
かたや、使い古しになった型とか何とかについては、最終処分場の人が全て面倒見とるわけ
ですね。そういうことであるならば、そういうことも一つ考えてもらいたいというふうに思
いますが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 商工振興課長。

○商工振興課長（澤田健一君）

まず確認しておきたいのは、こういう状況であっても、排出者の廃棄物については排出者
の責任のもとに適正に処理するということで排出者が費用を出すというのが基本原則であり
ます。それは、当然、排出者がやきもの業界が出すべきお金であって、それに対してどこま
で町とかがかかわっていけるのかというのが、今後の協議事項だというふうに考えておりま
す。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

今の御説明は承知しております。承知しておりますが、いかんせん、こういう状態が継続
してずっと続いとるわけですよ。それを何とか知恵を出して解決しようとする一つの考え方
です。そこにやはり皆さん方もお知恵を絞って対応してもらわないと、華やかな部分はそう
いうふうに映っても、華やかじゃないと言ったら失礼になりますけど、ニシケンさんみたい
な最終的に処分してくださる人がいらっしゃらない限りできないわけですよ、産業全体とし
ては。それを考えてもらいたいというふうに思います。

こういうこともあります。協定書、協定書ということで、なかなか協定書をもとに訴訟が
起こせるか、起こせないかという問題がございます。ところが、最高裁の平成21年7月10日、
第二小法廷の判決が出とります。判例です。ここの判例では、公害防止協定、この協定にお
いて、契約説という学説に基づく見解を裁判所がとったわけです。契約ということは、協定
書は、ある意味、契約と同じですよと、1年前の12月に言いました。それと同じように、契
約説に立つと、法的効力が出てくるとです。この協定書に。わかりますか。この協定書に法

的効力が出てくるというのは、裁判における訴訟物になりよつとですよ。

行政が、行政責任というのは、作意の責任と不作為の責任があるわけ、何でも。何もやらなかったっていう行政の不作為責任に追及できる法的効果が出てくるわけですよ。そうすると大変なことになります。マスコミは、こういうふうな訴訟、行政を巻き込んだ訴訟には飛びつきます。

今までいろんな形で皆さん方が御努力されて、ここまで来られた部分に対しては、昨年のこの3番目に上げとります官製談合については相当ショックをお受けになったというふうなこともあるじゃないですか。同じことなんです。だから、産業全体でこの問題も解決するのが一つの見方、考え方であるっていうことを考えてもらって、こういう問題を解決するように取り組んでいただけないでしょうか。

そうしないと、地元ではこの協定書をおつくりになった当時、役員をなさっていた人たちが、自分たちがあそこまで納得し、町側の説明、企業側の説明に納得して協定書を結ぶようになった自分たちの責任を感じていらっしゃいます、有志の方たちが。だから、行政訴訟にならないうちに、いろんな意味で皆さん方の知恵を出し合って、一緒になって解決するようにはしていただけないでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

先ほど排出者責任というようなことでございますので、ニシケンさんと、そして工業組合が代表的な、そういうような中で、業界全体としての取り組みの中で、その中の代表として、工業組合が一番のあれでしょうから。だから、ニシケンさんと工業組合と話し合いをして、どういうふうにして、どういう手順を追って、早くこの野積みの状況を解消できるかということの協議をしていただくような形のほうに持っていければというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

おっしゃるとおりですけど、協定書が当事者の波佐見町でありますよということは、一番最初に申し上げましたとおりに認識されてると思いますので、その辺に対しては、今までなさってる部分をできるところから業者さんも一緒にやってみようということを進めていただいけませんか。あくまでも、そういう全体的な部分については、工業組合とニシケンさんの問題かもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

こちらでも再三にわたりずっと指導はしてきましたわけでありましてけれども、なかなか改善が見られなくて、力不足も感じておりますけれども、今後、やはり町長申しましたとおり、関係者と寄りまして、早く改善できるような、何か決め手となるような一手がないか、そういうことを模索していきながら、改善に結びつけていきたいと思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

毎回こういう形で終わっちゃうんですね。ここまでやりました、次はここですというようなどころも含めて、計画的な形で話し合いを進めていただいて、本来あるべき姿じゃないっていうのが今の現状ですから。今の現状があるべき姿じゃないんですよ。だから、当初からここに置かれている廃棄物からすれば、十何年もあるわけじゃないですか。最終処分場の地上型的になってきよるとですよ。それはもう絶対やっちゃいかんということだけを申し添えて、この案件については、次回、ここまで済んだので、次こうやりますという回答をいただきますように努力していただだけませんか。どうですか。

○議長（今井泰照君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

こちらでもやれるだけのことはやっていきたいと思っております。どこまで、次、聞かれたときに改善できるかは見通しがちょっと立ちませんが、とにかくやれるだけのことはやっていきたいというところでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

それでは、3番目の官製談合事件のほうに移らせていただきます。

町長の説明で日程を追って御説明がありました。その中で、二、三質問がございますが、12月9日に逮捕されたんですけど、その後、12月14日に関係する業者さんのほうに指名停止8カ月の処分をされてます。それについての質問ですけど、これについては、実際のところ、競争入札妨害、または、談合に該当する競争入札の停止に関する規則がございました。そちらのほうでされてるんですが、この8カ月の根拠は何でしょうか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

今、申されたとおりに、12月14日ですかね、その会議を開いて決めたわけですけども、これまで指名停止をした案件がございます。それが半年だったわけです。それは、他市のこういった類似的な事件が発生して、それに対して、当該市はもっと大きな処分だったんですけども、その業者が本町と関係があったものですから、県の処分等も参考にしながら半年としました。そして、今回は、地元当事者であるということで8カ月という処分をしたということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

承知しております。南島原で起きました官製談合事件のことをおっしゃってると思います。南島原市は事件が起きた市でございますが、最初は関係業者に対しては12カ月、その後、24カ月という停止の処分をされてます。ところが、この案件を今は亡き松尾道代議員が質問をされています。その質問に対して、今、お答えをなさいました副町長がお答えになっています。松尾議員の主張は、なぜもっと停止期間を長くしなかったかということだったんですけども、こう答えられてますよ、副町長は。「直接、うちの発注した工事でそういうことがあれば、これは最高になるだろうというふうに思います」と。間違いございませんか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

はい、そのような答弁をしたというふうに、その答弁書の記録に残っとれば、そう答弁したというふうに思っております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

この事件はうちでしょう。波佐見町で起きてますよね。処分の範囲がありますよね。処分の範囲のマックスは幾らですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

3カ月以上12カ月以内ということになっております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

そのとおりです。もう一遍言いましょうか、そのときの答弁を。「直接、うちの発注した工事でそういうことがあれば、これは最高になるだろう」とおっしゃってます。どうしてですか。8カ月ですか。

○議長（今井泰照君） 副町長。

○副町長（松下幸人君）

この名前が挙げられましたので、南島原市ということで名前を挙げられました。これはかなり大きな事件だったわけですね。今回の本町の場合は、ちょっとその事件に対して同じような同等の程度でないという判断をしたもんですから、8カ月という判断をしたということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

「同等」ということでの部分は書いてませんし、あくまでもこの説明の中で、「うちが当該行政機関じゃないけんが」ということで書いてあったんです。前の流れからすると。それに対して、ここで御回答されるのは、「うちが該当行政機関であるならば」と、そこに結びついとるわけですよ。そこら辺をどういうふうに解釈されたかと。今、釈明みたいにおっしゃってますけど、全然わかりません。

時間がございませんので先に行きますけど、処分を12月19日、町長が20% 1カ月減給、副町長が10% 1カ月減給、当時の担当課長が10% 1カ月減給ということになってますが、当時の担当課長の10% 1カ月減給の根拠は何ですか。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例というのがありまして、その条例の中には懲戒の減給の効果というのがありまして、減給は1カ月以上6カ月以下、給料に対する10分の1以下を減ずるものとするというのがあります。今回は、懲戒処分の審査会におきまして、いわゆる監督責任に関しても審議をいたしました。その審議の中で、副町長10%、それから当時の担当課長も10%、1カ月ということにしたわけですがけれども、当然、その量定を判断する際にはこういった根拠が出てくるんですけれども、今回、ほかの団体の懲戒処分の事例をちょっと調査をさせていただきました。これは長崎県の町村会のほうから、平成15年以降だけの資料になってはおりますけれども、それ以後の懲戒処分の実例の資料をいただきました。

その中で、同様の事案等に関してどのような処分がなされたか、そういったものを参考にさせていただきまして、副町長に対しては10%1カ月が相当だろうということで、その副町長の部下ということになりますけれども、担当課長も同様、10%1カ月が適当ではないかということで判断をいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

あまり時間がないので、こっちのほうで解説をします。

地方自治法の29条のほうに懲戒というものがあります。そこに書いてあります条文に当たる、当たらないというふうなところで判断があるんだと思いますけども、その中の3項に、再任用をされた方の処分もできますよというふうなことが書いてあるんです。ところが、この間の御説明の中には、身分があるから処分をしたんだ、身分がなければ処分できません、退職者には処分できません。この再任用を受けた方は、退職はされてます。再任用という形で主査職ですかね、になられたというふうなことですけれども、波佐見町の懲戒処分基準要綱の中には、2ページのほうに、管理監督者の処分ということがございます。処分を受けた、例えば係長が処分を受けたときには、参事以上が処分を受けますよということですね、監督責任ですね。しかし、この条文には、その人がその当時、過去においてその処分を受けた者の監督者として、いたことに対する処分もできますよという条文はないんですが。本来しっかり処罰を行う場合はちゃんとした規定に基づいてやらん限りおかしくなるとですよ。だから、ずっと追っかけていきましたけども、ここにあったものとか、そういう管理すべき監督する者、すべき者だったという表現はないはないわけです。あるものだから。そこに、入れかえて、あて込んで、今回の処分をされたんじゃないかと疑念が持たれるような行為なんですけど、簡単に教えてください。

○議長（今井泰照君） 総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

細かい根拠までは突き詰めていなかった部分はありますけれども、いわゆる処分を行う際に、その審査会の中では副町長とそれから当時の担当課長の処分を適当ではないかという判断に基づいて行ったということでございます。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

回答は副町長からもらいたかったです。委員長でしたでしょう。

だから、本来、処分には必ず規定がないとだめなんです。それを無視して処分を行うこと自体が適正手続から外れてるわけです。こういうことをやっていくからおかしくなります。何でもかんでも。まだたくさんお話ししたいんですけど、なかなか時間もないので、最後の章にいきます。

こういうことで、曖昧な行政をやられている現状がございます。去年の10月の旧講堂改修工事の契約変更の件では、予算の決議を待たずに適正手続を無視して、変更工事が先にやられた経緯がございます。この3月でも歴史文化交流館の実施計画まで来ていない状況で、旧公民館のしだれ桜の移転準備を始めると勘違いを受けそうな傲慢なやり方を進めてらっしゃいます。また、新年度の予算の審議がございました。それでも基本的なミスが目立ちました。事件後も、このように緊張感がない業務が目立ってるんですよ。

綱紀肅正とは、乱れた規律を正しくして、厳格にすることです。町長、大丈夫ですか。そもそもこのような職員の不祥事等が発生すること自体が、過去の不祥事の反省が生かされていないばかりか、綱紀肅正と繰り返す町長の発言には全く重みはございません。これも、20年もの長きにわたる一瀬町政の末期症状ではないですか。行政のトップとして、統率力の欠如によるもの以外には考えられません。このような状況の中で、全国町村会副会長の職を継続されることは決して好まれるものではないと考えます。この機会に町村会の副会長を辞任されたらどうでしょうか。

○議長（今井泰照君） 町長。

○町長（一瀬政太君）

決してあなたが言うような傲慢な、そして私とすれば最善を尽くしてきていると。しかし、人間っていうのは完全な人間はおりません。不完全な人間です。そして、その中で正していかないかと。より完全な人間に近いっていう向上心、謙虚な学びっていうのが大事じゃないかなというふうに思っております。そういう中で、やはり私は与えられた環境の中で最善を尽くすと。そして、職員を信頼しないと何ができますか。しかし、今、先ほどおっしゃったこともそういう傲慢とか悪意を持って意図的にやったことは一回もありません、職員は。必ず、やっぱり善意としてこのことをやったほうがいいというような、そりゃミスはあります。ただ、過ちっていうのは、先ほど言うように、不完全な人間ばかりで完全を目指してやっていますけども、そういう中でミスがあると。そして、ミスとわかっとして改めざるが本

当の過ちだというような、そういうことわざもあります。だから、そういう面では、職員も限られた人間で限られた財源で最善を尽くしてやっていると。完全に何事もできる、そして人と事と物があるわけですね。流れがあります。そういうことからミスが起こるんだと言われればやむを得ないですけども、やはり最善を尽くして職員もやってる、そういう中で人間、完全ということはできない。完全を目指しているんです。しかし、やっぱりそういうあれがあるというようなことがあります。

そして、全国の副会長だ、そういうとには別に僕はこだわりはしません。しかし、やはりみんなから推されて、その職責を果たしていかないかん。そういう思いで、時期が来ればいつでも、そういう形で地位にこだわる必要はないというような思いをいたしております。

○議長（今井泰照君） 三石議員。

○3番（三石 孝君）

質問を終わります。

○議長（今井泰照君）

以上で、3番 三石孝議員の質問を終わります。

以上で、通告がありました一般質問は全部終了しました。

本日の日程は全部終了します。

本日はこれで散会します。

御起立ください。

午後2時1分 散会